

考え方

平成28年1月1日から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、社会保障・税番号制度が始まります。

本条例(案)は、法に規定されている個人番号の利用を可能にするために必要な条例です。

法では、別表第1において個人番号を利用することができる実施機関と法定事務が定められています。また、法第9条第2項において、別表第1に規定する事務以外であっても、地方公共団体が社会保障、税、災害対策等の事務について、条例で規定することにより個人番号が利用できると定められています。

そのため、本市として、「社会保障・税番号制度」の目的である「行政の効率化」、「市民の利便性の向上」及び「公平かつ公正な社会の実現」に繋がると考えられる法別表第1以外の事務として、「つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例」による妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等に係る医療費の助成に関する事務（マル福制度）を予定しています。

条例の概要

第1条 趣旨

この条例の趣旨を明らかにしたもので、法第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し、条例として定めるものです。

第2条 定義

この条例で用いる個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステム用語について定義するものです。

第3条関係 市の責務

個人番号の利用について、市の責務を定めたものです。法第5条において、社会保障・税番号制度の導入に当たっての地方公共団体の責務が定められており、条例による個人番号の独自利用についても適用されるものであり、この条例制定にあたり市の責務を明示するものです。

第4条関係 個人番号の利用範囲

個人番号の利用範囲について定めるもので、番号法第9条第2項に基づく規定及び個人番号の独自利用の規定として、次の4項を規定するものです。

第1項は、独自利用を行う事務の規定であり、別表第1にマル福制度を規定するものです。

第2項は、独自利用を行う事務の処理のための庁内連携の規定で、別表第2にマル福制度に係る特定個人情報を規定するものです。

第3項は、法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携の規定です。

第4項は、前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令に定めのある書面等の提出を省略できる旨の規定です。

第5条関係 委任

条例を定めるにあたり、別表の具体的な内容など個別具体的に事務に関して必要な事項は規則で定めることとするため、規則への委任する旨規定するものです。